

航空宇宙産業応援補助金交付要綱

(通則)

第1条 航空宇宙産業応援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要綱は、県内で航空宇宙産業の分野における製品の開発、生産等を行うために新たな機械設備等を導入する企業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、本県の航空宇宙産業の振興に寄与すること及び産業空洞化防止等を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 機械設備等 専ら航空宇宙分野における製品の開発、設計及び生産等を行うために設置する機械設備やソフトウェアで、直接に事業の用に供するものをいう。
- (2) 設置等 新たに取得した機械設備等を設置又は構築することをいう。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げるものとする。ただし、愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であることを要する。

- (1) 県内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている者。
- (2) 航空宇宙産業に係る事業について、直近3年間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年中の同時期の売上高に比べて10%以上減少している者。
- (3) その他知事が特に必要と認める者。

(補助金の交付対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内に所在する事業所に機械設備等（第10条の規定により認定したもので、1設備等当たりの次条に規定する補助対象経費が2,000万円以上のものに限る。）を取得及び設置等する事業とする。

(補助金の交付対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次の各号の要件を全て満たす経費とする。

- (1) 機械設備等の購入代金、運搬費及び据付工事費（合計額が2,000万円以上のものに限る。ただし、消費税相当額を除く。）。
- (2) 補助金を交付する経費として知事が不相当と認める事由のない経費。

(補助金の補助要件)

第7条 知事は、交付対象者が補助事業について次に掲げる全ての要件を満たす場合に、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

- (1) 機械設備等は、中古品又はリース契約に基づくものでないこと。
- (2) 機械設備等は、複数の事業者で共同所有するものでないこと。
- (3) 機械設備等は、専ら航空機又は宇宙の産業分野において使用されるものであること。
- (4) 設置等に当たり、建築確認等必要な法令が守られていること。
- (5) 設置等する事務所の土地あるいは建物所有者が交付対象者と異なる場合には書面による許可を得ていること。
- (6) 補助事業は、第9条に規定する補助事業の認定申請の後に契約し、履行するものであり、かつ令和8年3月31日までに支払いが完了したものであること。
- (7) 補助事業が本県の他の補助金の交付対象となっていないこと。
- (8) その他補助金を交付することについて、知事が不相当と認める事由のないこと。

(補助率及び補助金の額)

第8条 県は、予算の範囲内において、補助対象経費の4分の1以内の額（千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）を交付対象者に交付する。ただし、国又は地方公共団体その他公共団体より、補助対象経費を同じくする補助金等（以下、「同一補助金」とする。）の交付が行われている、もしくは見込まれる場合、補助対象経費の4分の3の額から同一補助金の額を控除した額（千円未満切捨て）と補助対象経費の4分の1の額（千円未満切捨て）のいずれか低い額を限度とする。また、その限度額は、同一交付対象者について、1億5千万円とする。

(認定の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に、補助事業認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請日の前3か月以内に発行された登記事項証明書及び定款
- (2) 貸借対照表、損益計算書及び営業報告書（直近3事業年度分）
- (3) 機械設備等の導入に係る経費の見積書（補助対象経費とその他の部分を分けたもの）
- (4) 導入する機械設備等の規格が記載された資料
- (5) 機械設備等を設置する前の状態を示す写真（ソフトウェアを除く）
- (6) 航空宇宙産業に係る売上の減少が確認できる書類
- (7) 国等の補助金の採択通知等（国等の補助金と併用する場合のみ）
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助事業の認定)

第10条 知事は、前条の認定申請書が提出されたときは、航空宇宙産業応援補助金審査会議（以下「審査会議」という。）に諮問し、認定が適当であると認めるときは、補助事業とし

て認定するものとする。ただし、国等の定めた補助の採択等を受けている事業については、この限りではない。

- 2 知事は、補助事業を認定する場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、当該認定に必要な条件を付することができる。

(認定の通知)

第 11 条 知事は前条第 1 項の規定に基づき補助事業を認定したとき、又は補助事業に認定することが不適當であると認められるときは、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(認定事業内容の変更等)

第 12 条 交付対象者は、補助金の交付を受けるまでの間に、補助事業の内容について変更(軽微な事項を除く。)が生じるときは、あらかじめ事業認定変更届出書(様式第 2 号)を知事に提出しなければならない。

- 2 交付対象者は、補助事業を中止又は廃止するときは、速やかに事業認定中止・廃止届出書(様式第 3 号)を知事に提出しなければならない。

(認定の取消)

第 13 条 知事は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条に規定する補助金の交付対象者でないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助事業の認定を受けたとき。
- (3) 第 10 条第 2 項の規定により認定に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助対象事業の計画に著しい変更があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が補助金を交付することが不適當であると認めるとき。

(地位承継)

第 14 条 合併、分割、相続その他の理由により、交付対象者の地位を承継した者は、速やかにその事実を証する書面を添えて補助事業認定承継申請書(様式第 4 号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認に当たり必要があると認められるときは、審査会議の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第 1 項の承認をする場合において、事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(交付の申請)

第 15 条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、補助対象事業に係る機械設備等の設置等が完了し稼働した日、補助対象経費の支払を終えた日又は認定通知書を受け取った日のいずれか遅い日から起算して 30 日以内に交付申請書(様式第 5 号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 機械設備等の設置等の状態を示す写真（ソフトウェアを除く）
- (2) 機械設備等の設置等に係る契約書の写し
- (3) 補助対象経費に係る請求書の写し（補助対象経費とその他の部分を分けたもの）
- (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (5) 国等併用補助金の交付（予定）額が分かる書類
- (6) その他知事が必要と認めるもの。ただし、知事がやむを得ない事情があると認め、別に定める日までに提出するときはこの限りではない。

（交付の決定）

第 16 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容が適正と認められるものについて補助金の交付決定を行い、申請者に対し通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 17 条 規則第 7 条第 1 項の申請の取下げ期日は補助金の交付の決定の通知を受けた日から 30 日以内とし、その取下げはその旨を記載した書面を知事に提出して行わなければならない。

（交付決定の取消）

第 18 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第 4 条に規定する補助金の交付対象者ではないことが判明したとき。
- (3) 第 19 条に規定する報告書の提出を怠ったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助の目的が達成されないと知事が認めたとき。

（実績報告）

第 19 条 補助事業者は、補助事業の完了後、知事が別に定める日までに補助事業実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。ただし、第 15 条に規定する交付の申請から変更のない場合は交付申請書（様式第 5 号）が補助事業実績報告書を兼ねるものとする。

- (1) 機械設備等の設置等の状態を示す写真（ソフトウェアを除く）
- (2) 機械設備等の設置等に係る契約書の写し
- (3) 補助対象経費に係る請求書の写し（補助対象経費とその他の部分を分けたもの）
- (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (5) 国等併用補助金の交付（予定）額が分かる書類
- (6) その他知事が必要と認めるもの。ただし、知事がやむを得ない事情があると認め、別に定める日までに提出するときはこの限りではない。

（補助金の額の確定）

第 20 条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、書類の審査及び調査を行い、補助

事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 12 条に基づく承認を行った場合は、その承認後の内容。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第 21 条 補助金は、補助事業完了後に交付する。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第 7 号）を知事に提出するものとする。

（補助金の返還）

第 22 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金を受けた事業者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。この場合において、補助事業者は、規則第 18 条の規定の例により加算金及び遅延利息を県に納付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 23 条 規則第 20 条ただし書に規定する知事が定める期間は、機械設備等の法定耐用年数とする。

2 規則第 20 条第 2 号に規定する知事の定める財産は、補助事業により取得した償却資産とする。

（検査等）

第 24 条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（実施細目）

第 25 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 9 日から施行する。